

八幡大学論集

第36巻 第4号 (通巻 第93号)

1986年3月

論 説

- 『商業政策の本質』……………合 力 栄
——その基礎概念と現実的課題——
大型間接税＝一般売上税の国民経済への影響……………内 山 昭
オルー法と企業協定(二・完)……………岩 井 養 吉

研 究 ノ ー ト

- 北九州工業地帯の成立と展開について……………清 水 憲 一
——視角と基礎統計——
流通過程における使用価値の問題……………宮 崎 昭
George Orwell: A Selected Bibliography……………秋 山 安 永

翻 訳

- チョンスーシー『中国の外国貿易』(2)……………山 下 睦 男

資 料

- 第23回オーストラリア法曹大会報告……………後 藤 巖
-

八幡大学法経学会規約

- 第一条 (名称) 本会は八幡大学法経学会と称する
- 第二条 (事務所) 本会の事務所は八幡大学内に置く
- 第三条 (目的) 本会は学術の研究および調査を目的とする
- 第四条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう
- 一、研究機関誌およびその他の出版物の刊行
- 二、研究会、講演会などの開催
- 三、学術調査の実施
- 四、その他本会の目的達成に必要な認められる事業
- 第五条 (組織) 本会は左の会員をもつて組織する
- 一、正会員
- 1 本学の教授、助教授、講師、助手
- 2 前号以外の本学の教職員であつて入会を認められたもの
- 二、学生会員
- 本学学生
- 三、普通学生会員
- 本学関係者および本学卒業生であつて本会に入会したもの
- 四、賛助会員
- 本会の趣旨に賛同するもののうち委員会において適当と認められたもの
- 第六条 (会費) 会員は左の会費を醸出するものとする
- 一、正会員 年額金六千円
- 二、学生会員 年額金二千円
- 三、普通会員 年額金七千円
- 四、賛助会員 年額金一万円以上
- 第七条 (会員の特典) 会員は研究機関誌の配布を受けその他本会の行なう講習会などに参加することができる
- 第八条 (役員) 本会に左の役員を置く
- 一、名譽会長 本学学部長を推す
- 二、委員長 本学学部長を推す
- 三、委員 六名
- 正会員中よりその互選によつて決する
- 四、幹事 正会員中よりその互選によつて決する
- 若干名 会長の指名とする
- 第九条 (役員の仕事) 会長は本会の事務を統括する
- 一、運営委員は本会の事業の運営を担当する
- 二、会計委員は本会の会計事務を担当する
- 三、幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する
- 第十条 (役員の任期) 役員の任期は一年とする。ただし重任を妨げない
- 第十一条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る
- 第十二条 (規約の改正) 本規約の改正は正会員の会議を経てこれを行なう
- 第十三条 (施行期) 本規約は昭和三十年七月一日から施行する
- 附 (昭和四十五年四月第六條一、改正)
- (昭和五十二年四月第五條及び第六條、改正)

昭和六十一年三月十五日 印刷
昭和六十一年三月二十日 発行

【非売品】

発行人 倉崎 繁

編集人 松前 真介

印刷人 藤目 義武

印刷所 北九州市八幡東区西本町二丁目
太平印刷株式会社

北九州市八幡東区枝光五丁目

九番一号

発行所 八幡大学法経学会

頒布所 八幡大学付属図書館

禁 転 載

『商業政策の本質』―その基礎概念と現実的課題―

合 力 栄

はじめに

商業政策論には三つの課題がある。第一に、商業という事象の規定の問題であり、これは商業学の対象と方法という基本的課題として現在もお定説を見ていない。第二に、流通政策との係わりであり、これは一つは商業学の対象の不明確さと関連し、他の一つは商業学の対象を商業事象から流通事象へ拡大すべきであるという主張のなかで、商業政策をどのように体系づけるかという問題である。第三に、これまで展開されてきた商業政策論の理論の整序と有効性の問題である。政策が理論と現実の橋渡しの性格をもつ以上、政策が有効的確に形成されるためには、政策の現実的展開の基礎となるべき理論が明らかにされねばならない。

周知の如く、流通近代化・合理化が国民経済レベルにおいて推進されて久しいが、いまだその政策の科学的方向づけをもった流通政策や商業政策の体系的展開ないしはその体系論を見ない。本稿はそうした現状を特に意識したものではないが、以上三つの課題のうち、主として第二の課題のなかでは、商業政策の本質的課題を取りあげ、第三の課題では、有効効競争論を中心に検討を試みようとするものである。

なお、商業については、「売買連鎖の総体としての商品流通における媒介行動と、それによって媒介される商品流通の特定の領域」として要約的に規定しておきたい。

(一) 商業政策の本質

商業政策とは、商業活動を一定の方向にみちびき、形成していくことを目的として、国家その他公権力によって現実の商業に対して行われる一連の行動ないし法的干渉である。

政策体系としては経済政策の一部門政策が流通過程で現われ、現実には商業活動それ自体の助成あるいは抑制策の形をとるが、広くは流通政策に包摂されるところから、その政策主体が形式的には国家、その他の公権力でありながら、実質的主体は流通過程の支配者であるところに、政策効果の帰属をめぐる問題が露呈することになる。すなわち、商業政策の内容は、実質的政策主体（流通支配者）の政策目的、対象、手段に大きく左右されることになる。

そのことから、独占段階における流通政策という場合は、より直接的に流通の支配者たる独占資本の体制維持、発展を中枢に据えた諸政策が国民経済発展に寄与するものとして登場することになる。それは商業政策と全面的に対峙することはないにしても、現代流通そのものが、商業排除のもとで独占価格でのW—GにみあうG—Wの流通機構を形成すべく、流通の垂直的統合を意図する限り、対峙的政策と言わざるを得ない。すなわち、端的に言って商業政策は、流通過程における商業に対する政策であり、流通政策はその商業排除により流通支配を促進する方向を結果するからである。たとえば、再販売価格維持制度をめぐる独占資本と非独占資本の政策への

要請は、非独占資本の独占からの受益を別にすれば、対立的なものとなるう。

しかしながら、商業資本が流通過程に機能するものであるだけに、独占資本の行動と係わりなしに商業資本は成立し得ないという意味において、ここでは流通政策を射程距離におきながら、それとの関連性をもった広い視野に立つ商業政策を考察の対象にしたい。

商業政策には二つの側面が見られる。一つは経済的側面であり、他の一つは社会的側面である。⁽¹⁾

およそ政策の形成、展開には何らかの矛盾の存在がなければならない。いわば政策は、基本的には資本制経済社会に必然的に発生する経済的矛盾を動因として、その矛盾を止揚し、克服するために、経済社会がつくり出す一連の行動ないしは法的干渉であって、商業政策は、それが流通過程において発現するものである。

いうまでもなく、ここで政策形成の動因となる経済的矛盾とは、資本制生産様式の諸々の経済的矛盾を究極に規定する基本矛盾、すなわち、「社会的生産と資本主義的占有の不調和」⁽²⁾にほかならないが、それは現代流通において極度に激化し、その対応行動としての巨大資本相互の競争制限行動が、流通過程の構造変化をもたらします。すなわち、「販売の偶然性」を高め、そこにさまざまな問題を惹起せしめていることを意味する。

その流通構造の変化は、商業資本の排除による不当偏交換体系をもとに、独占資本の主體的な計画的、意識的行動を契機として形成され、その過程で商業資本の流通過程における地位は著しく低下し、さらにそれを契機として商業資本の運動は根底から変革を迫られることになった。それが個別資本にとってもまた、社会的総資本の運動からも、総体としての市場機構の円滑な進行を阻害しない限りにおいては黙認されても、そうではなく、そこに資本主義体制の維持・存続にとって不利益となるほどの諸矛盾が露呈したとき、それは政策の対象となる。こ

それが政策の経済的側面である。

さて、商業政策が経済政策の一部門領域を対象にすることは、前者が後者の規定を受けるということである。従って独占資本による流通の支配が国民経済的視点から、目的適合性をもったものとして政策の対象として捉えられるときは、流通過程に参加する諸経済主体間において発生するさまざまな諸矛盾——現象的矛盾に対応する政策も、それを前提として指定される。たとえば、流通の遅れの元凶として零細商業の淘汰が政策の対象に据えられるのは周知の通りであり、そこに政策の合目的性と効果をめぐり、諸主体間の衝突が政策のもうひとつの分野として追加されることになる。ここで現象的矛盾は、政策的に解決しなければならない矛盾として「政策矛盾」に転化する。さしあたり、ここでは非独占的商業資本、非独占的生産者、一般消費者、資本性を収奪された小零細商業者を意識してのことであるが、これら経済主体は、現代流通において独占資本がその体制維持のために遂行せねばならない不当価値交換によって収奪される側に立たされており、従って社会的政策矛盾の性格を有するものである。これが政策の社会的側面である。

政策の経済的側面では、経済活動に内在する基本目的（経済効率や経済福祉など）を、社会的側面では、経済を社会的機能、究極には資本主義体制の維持発展という社会価値ないし、基本価値（社会、公共、自由、正義）から捉えて政策目的とするもので、前者は「経済のうちなる」自己価値。後者は「経済を超える」ないしは「経済のそとなる」社会価値または基本価値として捉えるものである。

ここで留意をしなければならないことは、商業政策の流通政策との関連ならびに、経済的側面と社会的側面の具体的理解である。流通政策との関連で言えば、たとえば、現代流通における商業資本の相対的地位の低下のな

かで、革新的小売業における商業近代化政策がとられる場合、それは商業資本の補強策であると同時に流通効率の促進を意味し、従って商業政策Ⅱ流通政策という意味をもたされることになる。しかしながら、他方で、それは革新的小売業における拮抗力促進という側面をもつ。従って、現代流通における商業排除傾向のなかでのそうした商業政策は流通政策に対し、対峙的性格を帯びるということになる。もちろんここで言う流通政策はマクロ的視点における大規模資本の大量流通による流通効率を政策目標とするとき、流通系列化その他の方法による寡占資本の流通支配強化によって商業資本の収縮が著しく進展する場合を指す。

だがしかし、そうした革新的小売業の拮抗力の増大は、独占資本の流通支配に対する拮抗力として作用すると同時に中小商業資本にとっては収奪として作用する。それをもし、社会的公正という次元から救済することによってその矛盾を吸収するとしたら、そうした商業政策はつまるところ流通政策と何ら異なるところはないようになるだろう。

そこで、商業政策としては社会的公正の次元からではなく、社会的機能の次元から収奪される側の中小商業資本を政策の対象としなければならない。そこでは経済的弱者に対し、それを補強する政策が商業政策の社会的側面の問題となるのであって、単なる経済的弱者に対し、社会的公正次元から救済する政策をいうのではない。ましてや、中小零細商業の流通からの離脱を政策対象とすることを以て商業政策の社会的側面というのではない。

さらに、もう一つ明確にしておかねばならないことがある。流通政策を前向き³⁾の政策、商業政策を後向きの政策とする観念が定着しているようであるが、その基準は何かと³⁾いうことである。商業政策の個別性、保護的性格を後向きというむきがあるが、だとすれば商業近代化として推進されているOA化やPOS化は後向きの政策で

あるのかどうか。近代化でなくとも商業の本質的機能を促進することこそ商業政策の本命であり、それが「流通の遅れ」をもたらすものであっても、それは前向きの政策であることに変わりはないのである。中小商業保護政策にしても、その機能が社会的価値ないし、有効性をもち得るからこそ政策の対象となるのであって、それなくしては政策対象となり得ない筈である。それ故に「後向き」の意味は多分に、流通の速さや大量流通に対する遅れや非効率性を指すものであって、その社会的有用性や合目的性に目を覆うものである。

ここで商業政策と流通政策の異質性や商業政策の「後向き」ということにこだわるのは、そのことを明確にすることによって商業政策の本質を理解しようとするからであり、商業政策の社会的有用性や合目的性を論証するうえで極めて重要であるからである。

(二) 商業政策の経済的側面と社会的側面

そこで、商業政策の客観的、現実的妥当性のためには、何よりもまず政策対象たるさまざまな現象的矛盾の客観的把握が不可欠である。従ってそれは商品流通における現象的矛盾の客観的確認ということになるが、それを経済的側面と社会的側面において見てみよう。

(1) 現象的矛盾の経済的側面

資本主義社会の「基本矛盾」から発生する現象的矛盾は、商品に内在する使用価値と価値の二重性によって現象する生産の「無政府性」、従って過剰生産、過少生産という商品生産の不断の動揺から起る $W - G$ と $G - W$ の分裂による商品流通の不連続性である。それ故に資本主義社会の前提となる基本矛盾そのものは政策の対象とは

なり得ず、対象となるのはそこに根をもつ現象的矛盾である。それは個別経済主体によって行われる競争行動のもたらす現象的矛盾、あるいは不均衡関係である。にもかかわらず、現実の政策はむしろ経済効率優先の思考を基底にもち、その現象的矛盾の解決という視点を欠落させ、むしろ逆に矛盾の増幅を結果として生じせしめるような政策が行われている。

たとえば、旧百貨店法では、大規模資本による中小小売店への圧迫是正という観点から百貨店の行動を規制（許可制）したが、大店法では競争関係が戦前のそれとは異質のものになったという認識に立ち、そこでは行動規制が緩和（届出制）され、流通総体における大規模資本による独占度合の進展という視点はない。その現実は大規模資本による流通系列化（メーカーや卸売業の流通支配）や大規模小売業のマーケットシェアの増大という実態を見れば明らかである。

独占段階では「基本矛盾」克服のため独占資本による商品資本の直接無媒介の運動が、不等価交換を通じて市場と結びつくところに新たな現象矛盾が発生する。すなわち、独占資本は社会的総資本の再生産過程において、*「資本の循環」と「所得の循環」*を包摂し、そこにおける売買の分離を連結し、その過程で独占価格を通じての価値実現を達成するため、流通過程の総体を支配しようとするのである。あるいはそれを一種の社会化による矛盾の克服と見るむきもあるが、それは矛盾の転化ないし変質であって、より一層先鋭化した矛盾である。

当然、流通過程を運動領域とする商業資本との新たな矛盾が発生する。第一に両資本による流通効率をめぐる競争と攪乱、第二に、独占資本による非独占体からの利潤や所得の収奪、第三に、独占資本維持のために増大した流通費用の独占体への転嫁である。

しかし、その矛盾の現われかたは必ずしも同じではない。たとえば、カルテルやトラストはいうに及ばず、独占価格について言えば、商業資本にあっては投下資本量と回転速度という点で、大規模商業資本と中小商業資本とは対極的な現われかたをする。独占的商業資本は同一段階における中小商業資本の活動を封じ、それを弱体化させ、取引の圧倒的部分を独占し、したがって商業利潤の圧倒的部分を吸収する。そのことが中小商業問題をはじめ、流通問題となっていることは資本主義発展過程を通じて変わることがない。ということはまた、同時に商業政策の本質が問い直されねばならないということを意味している。

(2) 現象的矛盾の社会的側面

社会的側面としての現象的矛盾は、経済的側面での現象的矛盾と表裏の關係にありながら、すべて同時に発現するのではなく、これまた現われかたは同じではない。特に消費者についてはそうである。

一般的に資本主義発展の初期においては、消費者は流通の一方の極にあって社会の集合力の一部として価格形成に参加していたが、資本の集積・集中の度合に応じて次第にその影響力を失い、独占段階では、もはや一方的に生産価格をはるかに超える独占価格を強制されるのみである。そればかりではない。独占資本は、従来商業資本によって節約されていた流通費用と、独占体間の競争激化により増大した甚大な流通費用を、最終的には消費者に転嫁するため、あらゆる手段を講じて、消費者操縦に乗り出さねばなくなっている。そこに新たな矛盾が生じることになった。従来、商業部面に現象していた消費者問題が、独占資本と消費者との対極關係に変化するとともに、商業資本が、流通過程から実質的に離脱することによって、流通局面における矛盾が直截（さいてい）的なかたちで消費者問題として現われてきたということである。

それにもかかわらず、消費者問題は依然として表象面に囚われ、独占段階以前と同じ論理次元で把握されているのは誤りであろう。既述の旧百貨店法と大店法の相違もそうした異質化によって捉えられるべきであって、屈出制や売場面積、消費者主権の概念導入という次元の問題ではない。ましてや大店法制定時に擬似百貨店としてスーパーマーケットを規模の面からのみ捉えたことなどは本末顛倒であって、それによって加速する流通の独占化による問題が対象とされるべきであった筈である。しかし、政策は逆にそれをさらに促進する方向をとり、流通システム化やそれに準じる政策がとられた。

消費者の欲求充足の観点から商品や大型店舗対中小零細店問題を捉える場合、使用価値ならびに交換価値という側面がほとんど対象とされず、単に便宜性やアミューズメント、品揃え等に焦点が絞られていることは、問題の本質を覆い隠しているものである。

戦後流通政策の土台となっている流通近代化政策、流通システム化政策が本来流通末端の中小規模店のもつ社会的機能を過小評価し、究極には独占体によって遂行される流通を主軸として、中小小売店対策としては、「ポランタリーチェーン、フランチャイズチェーン等による組織化を推進する必要がある」という程度にとどまっていることも、前述の問題の転嫁と同類のものである。

視点を生活面に向けると、スーパーのセルフ・サービス方式は文字通り購買コストの自己負担であり、店舗数の減少や大型店・ショッピングセンターでの買物は時間的、経済的負担の増加と便宜性の喪失という犠牲を伴い、流通コストの消費者への転嫁である。ここでは流通コストの節約が優先し、生活に直結する社会コストが見失われている。その転嫁が独占支配が一般的となっている状況のもとでは強制的に現われるのである。

ところで、商業政策の社会的側面が経済的側面と表裏一体の関係にある最も典型的なものは、市場競争から離脱する中小零細商業への対応である。特に、近代化政策が流通効率を主軸とするところから、列外におかれる多数の小零細商業、特に底辺の生業については、社会的政策の枠にさえ入れられていないのが実態であろう。しかし、既述の如く、これら商業資本が社会的機能をもつ限り、その再評価と共に社会的側面からの政策があつて然るべきであろう。その政策基準は、経済的効率に対する社会的効率（機能）である。

以上の如く、経済的、社会的側面における現象的矛盾が政策の対象となるが、その際たとえば独禁法や大店法、流通近代化、流通システム化等々諸政策が対応しながらも、矛盾の止揚・克服をみないのはなぜか？ それが政策の本質か？と思われるほどに現象矛盾に変わりが無い。その理由はほかでもない。第一に資本制生産様式の基本矛盾、第二にそれら諸矛盾が経済を支配する資本の「極大利潤の著しい阻害」要因になる限りにおいてのみ政策の対象になることに基因している。そこに非近代的商業の広汎な存在が政策によって駆逐されない理由があり、常に繰り返し政策が指定されながら、究極的解決を見出し得ない論理的現実を見出し得るのである。

(三) 現代流通における商業政策の補完的性格

すでに明らかにしたように、現代流通は独占資本による意識的、計画的管理によって遂行される流通であり、それはかつて商業資本が主たる流通媒介者として存在していた流通とは全く異質のものである。すなわち、現代流通では商業資本の排除が特徴的に現われ、独占資本による流通支配の配給機構のなかで、商業資本は流通の主たる媒介者ではなく、補完的地位に転落しているのである。

だがしかし、それは流通の全分野において現われているわけではない。生産段階においてもなお、諸条件のもとで非独占の生産者は多数存在するし、それらが多数の消費者と相対しているところでは、依然として商業資本が果しうる分野は残されている。たとえば、流行品、季節品、趣味・嗜好品などライフサイクルの短い商品や、家具、装飾品のような大量生産にならない商品、あるいは玩具、小物類のように多品種の商品群等々がそうであり、抽象的には標準化、単純化、専門化ができず大量生産に不向きな商品群の流通は依然として商業資本による媒介を必要とするのである。

商業資本の排除と言っても、それは、独占価格のうち生産価格を超える部分が追加流通費用を償い得ない場合、あるいは何らかの条件で、独占価格の維持と市場の維持拡張にとって商業資本が協力するか、もしくは阻害にならないれば商業資本の活動は何ら制約を受けないのである。

さらに、独占段階では、流通末端部分の狭い市場に対しては、独占資本は最初から支配を諦めるか、あるいは積極的に商業資本を利用して支配しようとすることによって、むしろ商業資本は膨脹する。そうした理由により、独占段階においても現実に商業資本の活動は広汎にわたって見られるのである。ここでは一七〇万店の小売業者と、六三七万人の商業労働者が存在している（一九八二年商業統計）という事実があれば充分である。

以上のような状況のもとでの商業政策は、独占資本による流通の補完的役割を持たされていると言えよう。なぜなら、独占資本による支配が一般的となっている限り、商業資本は独占関係の枠外に立つことはできず、その行動が政策の対象となる時は、結果的には流通政策を補完する性格をもたされることになるからである。また、独占資本が流通を直接支配すると言っても、たとえば系列化の場合、自ら資本を投下するのはせいぜい卸売段階

までであつて、小売段階まで資本を投下することはない（いわゆる販社の投資比率は支配限度の五一%と言われている）。むしろ有標化による製品独占によつて製品系列化をはかり資本の節約をはかうとする。そこでの流通の現実的担当は系列店であり、彼等は資本を投下し、危険負担のもとで有標品の販売を行う。そうした系列店が組織拡大をはかりOA化等の経営近代化に踏み切った時、政策当局として特定メーカーの系列を理由に助成や指導を拒否することはできないだろう。あるいは独占企業を理由に流通システムづくりへの協力を拒否することもできない。独占的流通の補完的商業政策のひとつがそうして推進される。

さらにもうひとつの部面が小零細商業政策として現われる。それは上述のような状況とは異なり、独占資本による流通チャネルの周辺の領域で、商業の社会的機能を以て消費者に近接して多数散在する小零細商業の場合である。そうした小零細店には独占資本があらかじめ資本力によつて、あらゆるマスコミを動員した広告により消費者を説得した商品を店頭に置くだけでよい。そうして系列化と同様の作用によつて市場の隅々まで商品がゆきわたるのである。大企業の清涼飲料、パン、キャラメル類の食品がその好例である。尨大な数の零細店が独占資本の網の目を形成し流通を補完する。それら小零細店は社会的側面の商業政策の対象となり、後向きの政策として放置されることはない。「小売店は小売店として、今日すでに失われんとしつつあるその社会的機能を奪回し、これを合理的に発揮することによつて、その社会的存在を確保せねばならない」⁽⁶⁾からである。

こうして商業政策は、一方に経済的側面、他方に社会的側面の性格をもちながら流通政策を補完する役割を持たされているのである。

ましてや、独占資本と対応しながら積極的に大量販売を実現する独占的商業資本においては、補完的性格を超

えた完成的性格をもつものである。特定の条件のもとに自立化を獲得しえている商業資本もそれに準じるものと考えてよい。「中小企業政策から社会的性格を取り除き、純粹に効率化、近代化を促進する經濟政策を実施しようとするなら、社会保障制度を充実することによって、小売業からの退出を図らねばならない」という主張は、その対象となる中小商業と独占資本との関係が、独占強化になるか、商業資本の自立化の強化になるかを見誤り、結果的には中小商業のもつ社会的機能の切り捨て論に通じることを指摘しておかねばなるまい。

最後に、補完的政策の最たるものは消費者保護政策である。いうまでもなく、資本制生産のもとでは、消費は手段としての役割を持たされるに過ぎないが、資本にとってはそれなくしては価値実現はできない。故にこそ独占資本はその消費を自己の生産と直結すべく商業資本の介入を拒否しようとするのである。しかるに消費者は、生産手段の一切を持たないから、一方的に資本の提供する商品に甘んじなければならぬ。従って消費者は「所得に一定の限界がある限り、独占価格による収奪のため商品の量的満足を断念するか、さもなくば劣位の商品に代替する以外に選択の余地はない」⁽⁸⁾ようになる。そこにはもはや「消費者主権」なるものは存在しない。

そこで、不当な強制と従属に対して消費者の抵抗が不買や流通過程への積極的な介入というかたちで現われる。そこに商品の価値と使用価値側面に係わる問題を具体的なかたちでとり出し、生産と消費の接合における不均衡は正のための政策、あるいは消費者の直接的流通活動に対する政策—消費者行政が要請されるのである。

ここで厄介な問題が起る。先に触れた如く、流通の支配者は独占資本であっても現実の流通担当者は商業資本ということによって消費者問題が二重化⁽⁹⁾することである。消費者問題が市場独占の問題でありながら、強く商業問題として現われるのはこの二重性のためである。

一般的に消費者に対して商業政策では独禁法の運用によって対応しているが、法の主目的が競争政策の推進にあり、消費者の利益確保は從属的であるという批判があるとともに、それは独占資本による流通支配の表（経済効率）に対する影（独占による「歪み」）の是正という意味において一定の制御機能をもつものの、独占資本支配による現代流通の補完的性格をもつことを認めねばならないだろう。

消費者の保護も、権利確保も、要は政策の効果実現に依存しており、そうした制御機構の設置こそが商業政策に課せられた課題にほかならない。だがしかしそれ故に商業政策は、現代流通における「影」の部分の補正をなすことによって「表」の部分の促進をはかるという関係式が成り立ち、そこに補完的性格を与えられるのである。もちろん、消費者の流通過程への積極的介入が「表」の部分の政策として現われるのは言うまでもない。

以上、商業政策が現代流通において三つの部面で流通政策の補完的役割をもたされていることを指摘した。

一つは、独占資本の「主流」に從属し、実質的には流通の直接担当者としての商業に対する政策。

二つには、独占資本の流通末端の網の目を形成する商業に対する政策

三つには、商品流通の一方の極にありながら、独占支配の不当な強制に立たされている消費者に対する政策
以上である。

四 商業政策の基礎たるべき理論

政策論で常に問題とされるのは、その「目的」と「手段」の価値判断をめぐる政策の客観的妥当性である。その際客観的という意味は、たとえば、社会の発展を規定する法則は、それを構成する個々人の意識から独立して

存在しているというときのそれである。

そこで、とらえるべき商業政策の客観的論拠は何かというとき、それは、客観的理論によって商業政策が方向（基礎）づけられねばならないということである。基本的にそれは商業資本の運動法則を現実局面との関係で明らかにするものでなければならない。もう少し詳しく言えば、再生産において社会関係に貫徹する一般的経済法則が、広くは流通との係わりにおいて、狭くは商業という流通における特殊の領域に現われる特殊・具体的な形態を明らかにするものでなければならぬ。すなわち、それは、独占段階における固有の商業資本の運動として導き出される現代商業の理論が、経済領域の商業という特殊領域における経済を一定の方向に導き、形成していく商業政策の必然的方向が現代商業の理論によって示され、そこに政策課題が客観的に摘出され得るのではないかと考える。そうであることによって初めて商業政策は客観的論拠をもち得るし、そこに主観的な価値判断の立ち入る余地はない。ということは、客観的論拠をもたない政策は「一定の価値判断にもとづく理想の陳述」⁽¹⁾ということになる。

いま、ここで現代商業の理論の詳細につき記述する余裕はない。ただここでは商品流通の主軸であった自立的商業資本が、独占段階における寡占体制による流通^{II}現代流通において、その座を独占的産業資本^{II}独占資本に奪われ、それ故に一方では流通費用の増大を伴いながら、他方、自立性を喪失した商業資本の収縮傾向となつて現われ、そこに等価交換によつていた流通法則が、不等価交換によつて推進されるということにとどめておこう。そこでの商品流通の主流は形式的には商業資本によつて媒介されているかのように見えるが、実質的には商品資本の直接無媒介の転態^{III}W—G^Iが行われ、商品の流通過程は、実質的商業資本の排除によつて配給過程に転